

住宅性能表示制度

指定住宅性能評価機関は国土交通大臣が指定します。

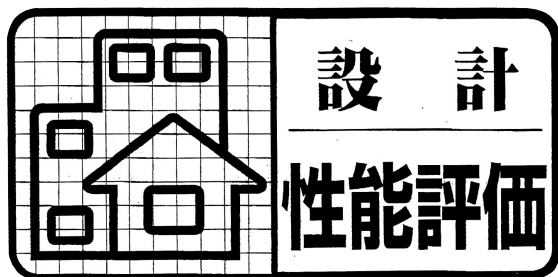
指定住宅性能評価機関の指定条件は、法律等で詳しく定められています。評価は建築士等の資格を持った人が、講習を受け、「評価員」として行います。評価機関ごとに必要な評価員の最低限の数も定められています。もちろん機関としての経済的な裏付けも必要です。これらの条件にあった団体や企業が、国土交通大臣に申請して、厳格な資格審査を経て指定を受けることになっています。既に全国で80以上の機関が活動中です。

マーク付きの設計・建設住宅性能評価書は、この機関でなければ交付することができません。それ以外の人、このマーク付きの「住宅性能評価書」を交付すると法律で罰せられることになっています。

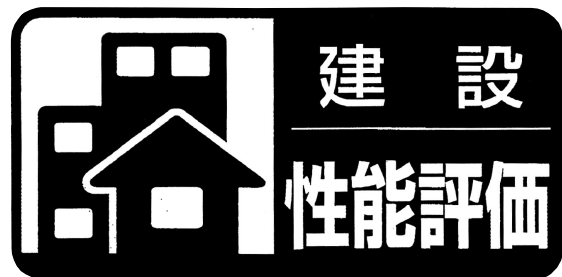
指定住宅性能評価機関が、住宅性能表示制度に基づいて交付する設計・建設住宅性能評価書には以下のマーク(標章)が付くこととなります。

<住宅性能評価書に付けられる標章(マーク)>

設計住宅性能評価書の標章(マーク)

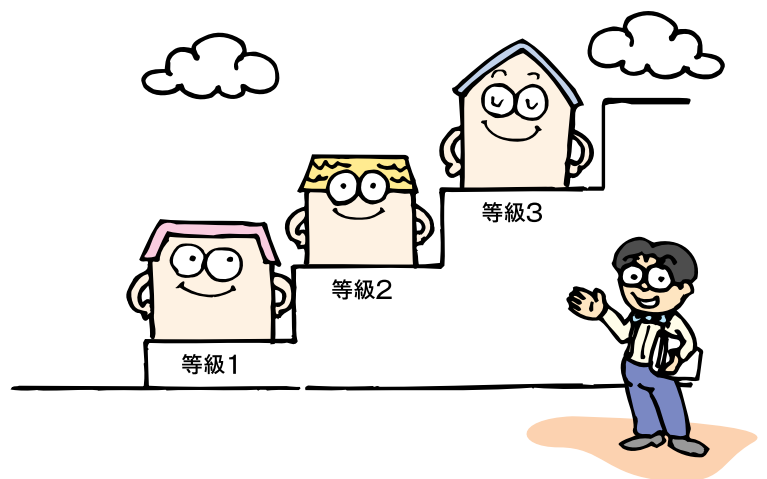


建設住宅性能評価書の標章(マーク)



性能は比較しやすいように等級や数値で表示します。

性能を表示するための共通ルール(「日本住宅性能表示基準」といいます)は、性能を比較しやすいように等級や数値で示します。等級は数字が大きいほど性能が高いことを表しています。例えば耐震性能は等級1~3、省エネルギー性能の等級は1~4までありますが、等級1より等級2の方が性能が高いことを示しています。また、どんな工法でも同じ等級3ならほぼ同じ性能水準ということです。相互に比較することができる性能が表示されますので、間違いのない選択が可能になるでしょう。



どんな家を建てたいかによってレベルを選びましょう。

等級などは、高ければ高いだけよいと思われませんが、本当に自分が欲しい性能をしっかりとつかんで選択したいものです。

等級が低いからといって一般に生活するには、まず問題のないレベルのものもあります。これから説明する、それぞれの性能項目のうち、どの性能にこだわるのかをはっきりさせておきたいものです。

